

令和8年度

福岡県

地域共創による脱炭素地域づくり推進事業

公募要領（二次公募）

令和8年6月

福岡県環境部脱炭素社会推進課

本補助事業に提案を行う皆様へ

本補助事業については、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、県としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本補助事業に提案をされる方は、以下の点を十分ご認識いただいた上で、提案を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 県に提出される書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記載を行わないでください。
- 2 県から交付決定を通知する前において、契約を締結した業務等については、補助金の交付対象となりません。
- 3 偽りその他の不正の手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。
あわせて、当該受給者の名称及び不正の内容を公表します。

目 次

- I 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～3
- II 事業の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～7
- III 事業の提案（公募）・・・・・・・・ P 8
- IV 提案の審査・・・・・・・・ P 9
- V 【参考情報】脱炭素地域づくりに活用できる可能性のある国事業・・ P 10
（令和8年度予算案時点）
- VI 提出書類の記載例・・・・・・・・ P 11～18
 - 補助事業提案書（様式第1）
 - 実施計画書（様式第2）
 - 事業経費の配分（様式第3）

I 事業概要

I-1 事業の背景

令和4年3月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」では、温室効果ガス排出量を、2030年度に46%減（2013年度比）、2050年度に実質ゼロにする目標を設定しています。

本県の温室効果ガス排出量は順調に削減されていますが、脱炭素社会を構築するためには、部門ごとの取組（産業部門、業務部門、家庭部門など）に加え、地域・暮らしに密着した市町村等における面的な取組を更に加速する必要があります。

I-2 事業の目的

国においては、様々な支援メニューを用意し、市町村等における面的な取組（脱炭素地域づくり）を支援しています。

福岡県において、全国に先駆けて脱炭素社会を実現するためには、県と市町村、民間事業者等が協働（地域共創）し、国の支援制度を活用して、脱炭素社会の基盤となる地域づくり（脱炭素地域づくり）を進めることが不可欠です。

このため、福岡県では、国事業への提案を目指し、市町村等が実施する事業化調査に要する経費を補助します。

（脱炭素地域づくりの例）

- 脱炭素 × 企業誘致
 - ・ RE100（再生可能エネルギー100%電力）産業団地への企業誘致
- 脱炭素 × 農業振興
 - ・ 営農型太陽光発電設備の導入（売電収入）による農業経営の安定化
 - ・ 畜産ふん尿由来のバイオガスプラントや太陽光発電で発電した電気を畜産業に供給することで、脱炭素化と持続的成長・良好な生活環境を実現
- 脱炭素 × 地域公共交通の維持
 - ・ 再生可能エネルギーの余剰電力を活用したEVバス運行によるコスト削減
 - ・ 100%再生可能エネルギー（太陽光発電・大規模蓄電池の導入）により稼働するLRTやEVバスの運行
- 脱炭素 × まちづくり
 - ・ 地域住民が維持管理や共同出資などで関与する地域協働型の小水力発電の導入（事業で得られた収益の一部を地域サービスとして還元）
 - ・ 道路照明のLED化や道路関係車両の電動化の推進（道路脱炭素化推進計画の策定⇒同計画に基づく道路脱炭素化の推進）
- 脱炭素 × 住民負担の軽減
 - ・ 下水処理場に消化ガス発電や風力発電、太陽光発電を導入し、エネルギーコストを削減することにより、下水道使用料に係る住民負担を軽減
- 脱炭素 × 観光振興
 - ・ 観光施設を再生可能エネルギー100%電力を活用して脱炭素化し、歴史的な街並みや景観保存とカーボンニュートラルを両立させることにより、観光地としてのブランド力を向上
- 脱炭素 × 防災力の向上
 - ・ 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
 - ・ 災害時に防災拠点となる役場庁舎等において、再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドを構築
- その他、脱炭素化を通じた地域課題解決のための取組
 - ・ ペロブスカイト太陽電池など新たな技術を活用した脱炭素化の推進

I-3 補助対象者

本事業では、福岡県に所在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する市町村及び同法第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）を補助対象とします。

なお、複数の市町村等による共同提案も可能です。

また、民間事業者・団体等との共同提案も可能ですが、この場合の補助対象者は市町村等とします（市町村等から民間事業者・団体等へ事業化調査の委託は認めます）。

I-4 補助対象事業

I-4-1 補助対象事業の概要

本事業の補助対象は、市町村等が脱炭素地域づくり（地域・くらしに密着した市町村等が主導し、地域の関係者と連携しながら取り組む、地域特性・地域課題に応じた先進的な地域脱炭素をいう。）のために実施する事業化調査であって、補助条件（I-4-4）を満たすものとします。

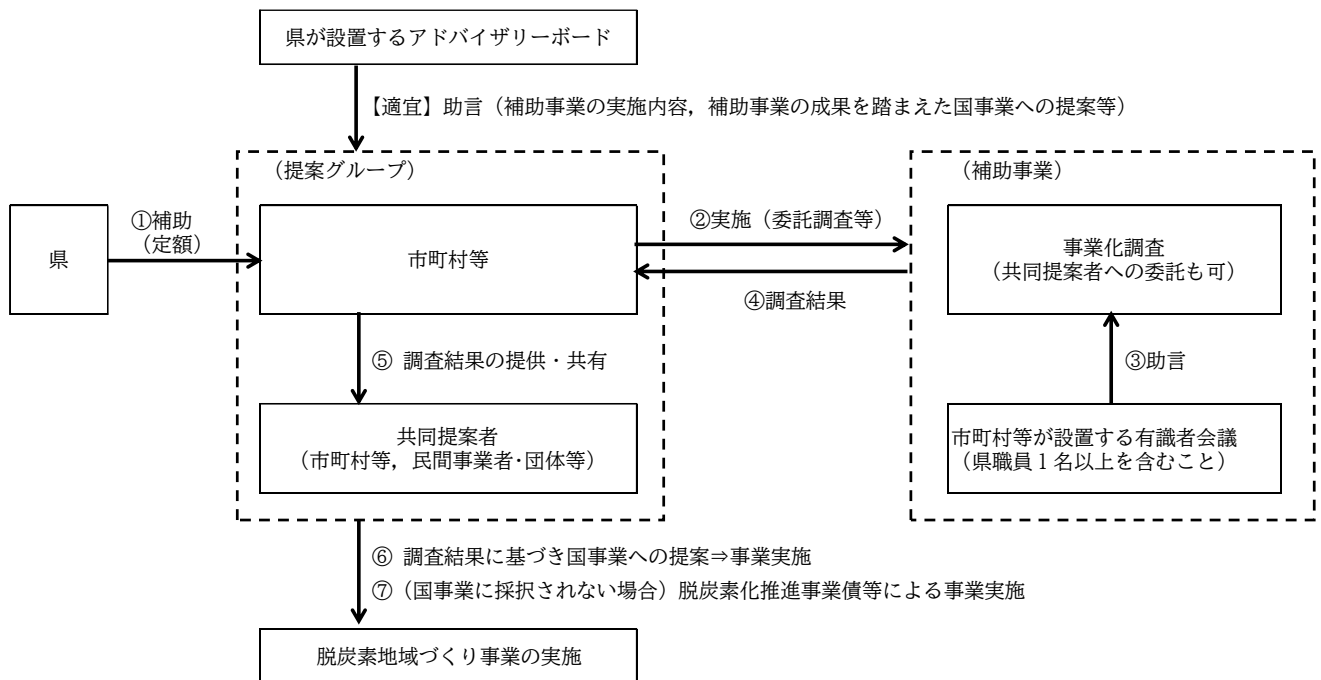


図1. 補助対象事業のスキーム

I-4-2 事業期間

交付決定の日から令和9年3月31日まで

I-4-3 補助金の額、補助対象経費及び補助率等

(1) 補助対象経費及び補助率

補助金の額は、1事業（複数市町村等が共同で実施する場合は、その合計額）あたり950万円を超えない額とし、予算の範囲内^{*}で知事が決定します。

※ 令和8年度予算額（採択上限額）：4,750万円

(2) 補助対象経費及び補助率

補助対象となる経費および補助率は、表1に示すとおりとします。

表1 補助対象経費及び補助率

経費区分	補助率	経費区分	内 容
事業化調査	10/10 ※実費を補助 上限額の 範囲内で補 助する	会議費	事業を行うために必要な有識者会議等の開催に要する経費（委員謝金、講師謝金、委員旅費、講師旅費、会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
		調査 試験費	事業に必要な調査試験に要する経費（外注費等）
		事務費	その他事業の実施に直接必要な経費（職員旅費、印刷製本費、通信費等）

(3) その他留意事項

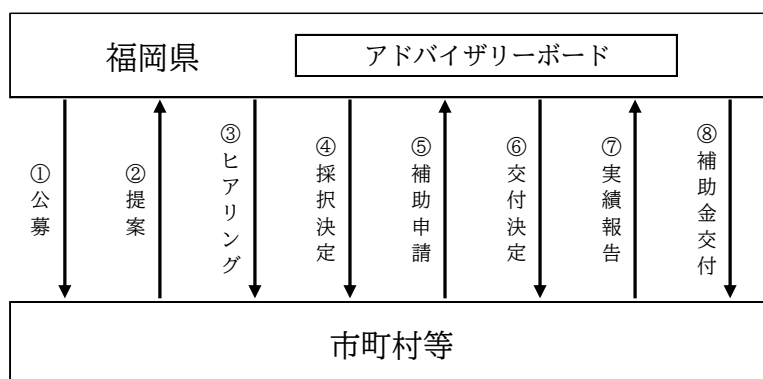
補助対象経費が補助対象上限以内であっても、補助対象経費の縮減等が採択条件となる場合があるため、留意してください。

I-4-4 補助条件

- (1) 補助事業者は、福岡県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守すること。
また、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 市町村等が主導する実施体制を構築し、事業計画を確実かつ合理的に遂行すること。
- (3) 国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を充当する事業ではないこと。ただし、法律等の規定により、補助対象経費に充当することが認められている場合を除く。
- (4) 脱炭素地域づくりに貢献すると認められるものであること。
- (5) 国事業への提案を目指した事業化調査であること（調査期間は単年度）。
- (6) 多角的な調査を実施するため、県職員1名以上を含む有識者会議を設置し、調査内容等について助言を受けること。
- (7) 補助事業者は、県が設置する「脱炭素地域づくりアドバイザーボード」からの助言を、補助事業の実施内容及び補助事業の成果を踏まえた国事業への提案等に積極的に反映させること。
- (8) 国事業に採択された場合は、県と連携して事業を実施すること。
- (9) 国事業に採択されない場合は、脱炭素化推進事業債などによる事業実施を検討すること。

II 事業の実施方法

II-1 採択スキーム (図2)



II-2 年間スケジュール

	年間予定	市町村等	福岡県
公募	6月17日 公募開始		公募通知
	7月31日 公募締切	提案書の提出	
採択決定	8月下旬～9月上旬頃 採択審査		提案書 審査 ↓ 個別ヒアリング ↓ 採択審査委員会 ↓ 採択決定・通知
	9月上旬 採択決定		
事業の実施※	9月中旬 交付申請	交付申請	交付決定
	9月中旬～下旬 交付決定	事業実施	
	～3月31日 事業完了	事業完了	
報告・検査・支払	～4月12日 実績報告書提出	実績報告書提出	確定検査 ↓ 確定通知
		精算払請求書提出	補助金精算払
		補助金受領	

※事業の実施中に、県から事業実施状況報告書の提出を指示する場合がある。

Ⅱ－３ 事業の公募

公募期間やその他提案に必要な事項は、市町村等に通知するとともに、県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zero-carbon-city.html>) に掲載します。

申請にあたっては、本公募要領、交付規則及び交付要綱を熟読の上、申請してください。
なお、詳細は「Ⅲ 事業の提案（公募）」を参照してください。

Ⅱ－４ 提案書等の提出

補助金の交付を要望する市町村等については、「Ⅲ 事業の提案（公募）」に従い、必要書類を提出してください。

なお、複数件の案件を申請する市町村等は、各申請案件に優先順位を付してください（採択決定にあたって、優先順位を考慮します）。

Ⅱ－５ 採択決定

(1) 提案書の内容を、県および採択審査委員会において審査の上、交付要件等を満たし、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内で採択決定を行います。

(2) 県において公募要件を満たしているか一次審査を行い、一次審査を通過した提案について、外部有識者等で構成する採択審査委員会において総合的な二次審査を行い、採択案件を決定します。

なお、二次審査においては、採択審査委員会に対する事業内容等の説明を、提案市町村等が自ら行うこととします。

※ 採択審査委員会は、8月下旬～9月上旬の間に開催予定です。詳細な日程・場所等については、一次審査を通過した提案市町村等に対し別途通知します（8月上旬に通知予定）。

なお、採択審査委員会への説明等に要する経費（旅費等）は、提案市町村等の負担とします。

また、採択審査委員会において、提案書等とは別途作成したプレゼンテーション資料を用い、事業内容等の説明を行うことを妨げません。

(3) 採択は予算の範囲内で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

(4) 採択決定にあたって、事業内容の一部修正等の条件を附することがあります。

(5) 採択審査の結果（採択の採否）については、提案者に書面にて通知します。

(6) 採択審査の審査要件等は、「Ⅳ 提案の審査」のとおりとし、採択審査の経過等審査の内容に関する問合せには一切応じないものとします。

Ⅱ－６ 採択事業者の公表

採択審査後に、補助事業者及び補助事業（事業計画）の名称、事業概要等を県ホームページにおいて公開します。

なお、本事業に関する情報の公表・非公表の取扱いについては、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）の規定に基づく情報開示に準じます。

Ⅱ－７ 事業内容に関するヒアリング

採択審査委員会とは別に、提案書の内容等について、県から提案書を提出した市町村等にヒアリングを行うことがあります。

提案書を提出した市町村等は、県のヒアリングに対し誠実に対応してください。

Ⅱ－８ 交付申請

採択決定の通知を受けた市町村等については、県の指示に従い、交付規則及び交付要綱に基づき補助金の交付申請してください。

県は、補助金交付申請を受理した後、適当と認めた場合に限り補助金の交付決定を行い、書面にて交付決定通知を行います。

Ⅱ－９ 補助事業の開始

補助事業を実施する市町村等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（発注、契約等）ができますので、留意してください。

※ 発注日、契約日等は、交付決定日以降としてください。

また、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付してください。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとします。

あわせて、補助対象経費外の業務等が発生する場合は、原則として補助対象経費部分と分離して発注及び契約をしてください。ただし、補助対象経費外を含めた全体業務を一括で契約することが合理的と認められる場合は、一括契約も可能ですが、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にしてください。

Ⅱ－10 補助事業の実施状況

県は、交付要綱第11条に基づき、補助事業を実施する市町村等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、又は立入検査等を行うことがあります。

Ⅱ－11 補助事業の計画変更

補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合の補助金の額は、交付決定された額を上限とします。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除きます。
 - ア 事業目的に変更をもたらさず、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資する変更である場合。
 - イ 事業目的に影響がない、事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減（流用増減後の補助金の額が、交付の決定を受けた補助金の額を超えない場合に限る。）を除きます。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとする場合。

Ⅱ-12 補助事業の完了

当該年度の補助事業は、補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む）をもって事業の完了とします。

Ⅱ-13 実績報告及び額の確定

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは令和9年4月12日(月)のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

県は、補助事業者から事業実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書を補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者が用意する書類等は、交付決定後に別途通知します。

Ⅱ-14 補助金の支払い

補助事業者は、県から補助金交付額確定通知書を受けた後に、精算払請求書を提出してください。

県は、精算払請求書の受付後に、補助金を支払うものとします。

ただし、必要があると認められた場合は、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間内に概算払いを受けることができます。

Ⅱ-15 罰則・加算金等

万が一、交付規則及び交付要綱等に違反、本県の指示に反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 交付要綱第15条第1項による交付決定の取消し、交付要綱第15条第4項の規定による補助金の返還
- (2) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (3) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

Ⅱ-16 個人情報の取り扱い

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、本県が開催するフォーラム、アンケート調査、説明会等において利用することがあります。

Ⅱ-17 成果報告会

補助事業者は、提供したデータの公表や、県が実施する成果報告会への参加等、県における脱炭素社会推進事業へ積極的に協力してください。

Ⅲ 事業の提案（公募）

令和8年度に本事業の実施を希望する市町村等は、次により提案書等を提出してください。

Ⅲ-1 公募期間

令和8年6月17日（水）9：00から令和8年7月31日（金）17：00まで
(公募期間内に必着のこと)

Ⅲ-2 提出書類

公募にあたっての提出書類は、表2のとおりとします。

なお、提出書類の作成にあたっては、「Ⅵ 提出書類の記載例」を参照してください。

表2 提出書類一覧（○：必ず提出，△：必要に応じ提出）

補助事業提案書（様式第1）	○
事業実施計画書（様式第2）	○
事業経費の配分（様式第3）	○
事業詳細の説明資料等（任意様式） ※事業実施計画書の補足資料等があれば、提出してください。	△
その他参考資料 ※現地写真，参考見積書等	△

注1：審査に当たって、別途資料の提出を指示することがあります。

注2：提出書類は返却しません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

Ⅲ-3 提出先

福岡県 環境部 脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係 宛

担当：澄川，松下，丸林

電子メール：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092-643-3356 FAX：092-643-3791

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

Ⅲ-4 提出方法

電子メールにて提出してください。

また、電子メールにて提出書類を送信後、必ず、「Ⅲ-3 提出先」に電話連絡を行ってください。

電子メールにて提出し難い資料がある場合は、「Ⅲ-3 提出先」に別途相談してください。

IV 提案の審査

IV-1 審査方法

「II-5 採択決定」のとおり行います。

IV-2 審査要件等

- (1) 二次審査では、表3に示す評価項目について審査を行います。
- (2) 二次審査においては、評価項目に基づく評価点に加えて、脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業（地域脱炭素推進交付金）の採択状況、地域バランスなどを総合的に勘案し、採択案件を決定します。

表3 事業計画に係る評価項目（130点満点）

評価項目	評価の観点	評価点
①実施体制等 (15点)	ア 地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しているか	5点
	イ 事業実施体制は十分に整えられているか（共同実施者の有無など）	10点
②事業内容・事業計画の 妥当性 (70点)	ア 本調査を通じて目指す将来像は、他市町村等における脱炭素地域づくりのモデルとなるものか	15点
	イ 調査の目的・位置付けは適当か	10点
	ウ 提案予定の国事業は適当か	10点
	エ 地域特性を十分に把握しているか	10点
	オ 地域課題を十分に把握しているか	10点
	カ 調査内容は、脱炭素地域づくりとして適当か ※地域特性を活用した脱炭素化を通じて、地域課題を解決するものとなっているか	10点
キ 調査内容は、地方公共団体実行計画（区域施策編）と整合しているか	5点	
③事業スケジュール・ 事業費・将来計画の 妥当性 (45点)	ア 事業スケジュールは適当か	10点
	イ 有識者会議の構成は適当か	10点
	ウ 事業に要する経費は適当か	10点
	エ 本事業完了後、次の事業化に向けた計画は適当か	15点

IV-3 その他

次のような提案については不採択となることがあるので、提案書作成にあたって留意してください。

- (1) 本調査を通じて目指す将来像が不明確な提案
- (2) 調査内容が、脱炭素地域づくりに相応しくない、あるいは妥当性を有しない提案
- (3) 事業化が見通せない提案（現時点では実証段階にも至っていない技術等を利用して脱炭素地域づくりを計画している提案等）

V 【参考情報】脱炭素地域づくりに活用できる可能性のある国事業

事業名	主管省庁	事業概要
地域脱炭素推進交付金	環境省	①脱炭素先行地域づくり事業への支援 ②重点対策加速化事業への支援
ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	環境省	①建物耐荷重の調査や現地確認等への支援 ②設備等導入への支援
G X戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業	環境省	①G X戦略地域に係る脱炭素電源等の整備への支援
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	環境省	①コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業 ②再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	環境省	①災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等導入への支援
みどりの食料システム戦略推進交付金	農林水産省	【地域循環型エネルギーシステム構築】 ①営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ②次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ③未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援
		【バイオマスの地産地消】 ①地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備） ②バイオ液肥散布車等の導入（機械導入） ③バイオ液肥の利用促進
水力発電導入促進事業	経済産業省	【水力発電導入促進支援事業】 ①既存設備有効活用強化支援事業 ②事業性評価支援事業
低炭素水素等拠点整備支援事業	経済産業省	①低炭素水素等の大規模な利用拡大につながり、様々な事業者によく裨益する共用設備に対して支援
交通分野における脱炭素化の推進	国土交通省	①カーボンニュートラルポート（CNP）の形成 ②持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進 ③ゼロエミッション船の導入促進 等
インフラ・まちづくり分野における脱炭素化の推進	国土交通省	①グリーンインフラ等のインフラの活用 ②都市におけるエネルギー利用の再エネ化・効率化 ③都市の暑熱対策 等

※ この一覧は国の公表資料（令和8年度予算案など）を参考に、事務局で整理したものであり、その内容を保証するものではありません。

実際に脱炭素地域づくりに活用できるかは、国等へ確認をお願いします。

VI 提出書類の記載例

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

申請者 印

令和 年度 福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業 提案書

このことについて、下記のとおり提案します。

記

- 1 提案事業（事業計画）の名称（事業の内容が分かる名称にしてください。）
〇〇におけるGX産業団地の構築に向けた調査事業
- 2 提案事業の期間
採択決定日～〇〇年〇月〇日
- 3 補助金交付申請額（予定）

(1) 補助事業に要する経費	〇〇〇,〇〇〇円	※補助事業に要する経費（全体事業費）
(2) 補助対象経費	×××,×××円	※全体事業費の中で補助対象となる経費
(3) 補助金交付申請額	△△△,△△△円	※補助金の交付申請を予定している額
- 4 添付する書類
 - (1) 事業実施計画書（様式第2）
 - (2) 事業経費の配分（様式第3）
 - (3) 事業詳細の説明資料等（任意様式）
 - (4) その他参考資料

様式第2

事業実施計画書

- 1 提案事業（事業計画）の名称（提案書に記載した名称を記載してください。）
 ○○におけるGX産業団地の構築に向けた調査事業

2 事業提案者

区分		名称	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の有無 ※策定済みの場合は策定年度と計画期間も記載	複数提案する場合、優先順位
主たる提案者		○○市	令和○年度策定済み （計画期間：令和○年度～令和○年度）	1 番
その他 共同提案者	市町村等	○○町	令和○年度策定済み （計画期間：令和○年度～令和○年度）	2 番
		○○村	策定していない	番
	その他	（共同提案者となる市町村等がない場合は記載不要）		（複数提案でない場合は記載不要）
		（共同提案者となる民間事業者・団体等をすべて記載すること） 株式会社○○電力 株式会社○○銀行		

3 担当者・連絡先

市町村等の名称	○○市
担当者の所属	○○部○○課○○係
職・氏名	係長 ○○, 主任 ○○ （可能であれば複数記載ください）
電話番号	○○○-○○○-○○○○
電子メールアドレス	○○○@○○○.lg.jp

4 事業の概要

(1) 本調査を通じて目指す将来像

（本調査を通じて、どのような脱炭素地域づくりを目指すのか記載してください。）

<記載例>

○○市における脱炭素社会の構築の第一歩として、共同提案者と連携して○○市内に太陽光発電・風力発電・蓄電池を集中的に整備し、地域エネルギー会社を通じて、○○に造成予定の○○産業団地に供給します。

これにより、○○産業団地に供給する電気のすべてを再生可能エネルギーで賄うことで、○○産業団地をGX産業団地とし、半導体メーカー等の誘致を図ります。

(2) 調査の目的・位置付け

(将来像を実現するため、本調査をどのように活用する予定か記載してください。)

<記載例>
 近年、脱炭素が企業活動の重要な要素となっており、〇〇産業団地への半導体メーカー等を誘致するためには、再生可能エネルギー100%での電源供給が必要不可欠です。
 このため、国のGX戦略地域制度（脱炭素電源活用型）への提案を目指し、〇〇産業団地への再生可能エネルギー100%での電源供給を可能とするための条件等を調査します。

(3) 提案予定の国事業（実施省庁名） ※複数記載可

(現時点で活用を検討している国事業をすべて記載してください)

国事業の名称	実施省庁名
GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業	環境省（経済産業省連携事業）
地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業または重点対策加速化事業）	環境省

(4) 調査内容等

対象区域	〇〇産業団地 〇〇市内全域
対象区域の地域特性	(地方公共団体実行計画（区域施策編）などを参考に、地域特性を記載してください。) <記載例> ・〇〇市内は県内でも日照時間が長く、太陽光発電の好適地となっている ※県内の平均的に日照時間：〇〇時間/年 〇〇市内の日照時間 ：〇〇時間/年 ・〇〇市内の公共施設等の屋根には、太陽光発電が設置されていない施設が多く、太陽光発電の設置余地が多い
対象区域の地域課題	(本調査で解決しようとする地域課題を記載してください。) <記載例> ・〇〇市内に新たな雇用を創出するため、〇〇産業団地の造成を計画しているが、近年、脱炭素が企業活動の重要な要素となっており、〇〇産業団地への企業誘致にあたって、再生可能エネルギー100%での電源供給が必要不可欠です。

<p>調査内容</p>	<p>(補助金を活用して実施予定の調査内容を記載してください。)</p> <p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇産業団地に供給する電気のすべてを再生可能エネルギーで賄うために必要となる条件等を整理するため、次のような調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 〇〇産業団地で必要となる電力量の調査(必要となる電力供給量の把握) ② 〇〇市内で活用可能な既存の再生可能エネルギー・蓄電池の設置状況の調査 ③ 〇〇市内の公共施設等に新規設置可能な再生可能エネルギーの設備量等の検討 ④ 〇〇産業団地で必要となる電気のすべてを再生で賄うために必要となる蓄電池の設備容量・設置場所の検討、脱炭素電力メニューの活用方法等の検討 ⑤ GX戦略地域制度(脱炭素電源活用型)への提案に向けた事業計画の整理
<p>共同提案者との役割分担</p>	<p>(共同実施者との役割分担を記載してください。)</p> <p><記載例></p> <p>〇〇市・・・事業の全体統括、有識者会議の開催</p> <p>株式会社〇〇電力・・・事業化調査の委託先 地域エネルギー会社として電源確保・供給方法等の具体的な検討</p> <p>株式会社〇〇銀行・・・再生可能エネルギー発電設備・蓄電池の設置等に必要なファイナンスの検討</p>
<p>地方公共団体実行計画(区域施策編)との関係 ※調査内容が計画と関係している場合は記載すること</p>	<p>(地方公共団体実行計画(区域施策編)に関連記載があれば記載してください。)</p> <p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行計画に、「産業分野の取組方針」として次の記載をしております、本事業はこの実行を検討するものとなります。 <p>(産業分野の取組方針)</p> <p>市内に新たに造成する産業団地を RE100 とすることを検討します。</p>

(5) 事業スケジュール

調査項目	R8年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月
交付決定通知受領	☆								
調査、背景等の整理	○								
調査委託業者の決定		▽							
有識者会議		△			△		△	△	
基本データに関する調査 ①必要となる電力供給量の把握 ②活用可能な既存の再エネ・蓄電池の把握		←————→							
設備整備方針の検討 ③公共施設等に新規設置可能な再エネ設備量等の検討 ④蓄電池・脱炭素電カメニューの活用方針等の検討					←————→				
⑤GX戦略地域制度への提案に向けた事業計画の整理							←————→		
先進事例の調査							□		
調査結果の取りまとめ									▼
事業完了									◆

(6) 有識者会議の構成予定（どのようなメンバーを想定しているか記載してください。）

<記載例>

(構成員 (予定))

- ・○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○
- ・△△大学 △△学部 教授 △△ △△
- ・福岡県 環境部 脱炭素社会推進課 職員
- ・福岡県 □□部 □□課 職員

(オブザーバー)

- ・株式会社○○電力
- ・株式会社○○銀行

(7) 事業費

ア 事業経費の配分（単位：千円，詳細は様式第3に記入してください。）

交付対象 市町村等	経費区分	事業に要する 経費 (千円未満は切り捨て て記載ください)	補助対象経費 (千円未満は切り捨て て記載ください。)	補助金申請額 (予定) (950万円を上限とし ます。)
〇〇市	会議費	510	510	/
	調査試験費	9,000	9,000	
	事務費	75	25	
	小計	9,585	9,535	
	会議費			/
	調査試験費			
	事務費			
	小計			
合計		9,585	9,535	9,500

イ 調査試験の委託先（委託先）の選定方法等

※ その他共同提案者に対し、調査試験を委託することを妨げません。

（委託を行う場合は記載してください）

<記載例>

- ・共同提案者である株式会社〇〇電力に特命随意契約で委託予定

(8) 調査実施後の事業化に向けた計画（国事業への提案予定、国事業に採択されなかった場合の対応予定）

<記載例>

- ① 調査終了後、GX戦略地域制度（脱炭素電源型）へ提案し、採択された場合は「GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業」を活用して事業を実施します。
- ② GX戦略地域制度に採択されなかった場合は、地域脱炭素推進交付金を活用して事業を実施することを検討します。
- ③ 地域脱炭素推進交付金の活用も難しい場合は、脱炭素化推進事業費の活用により、〇〇産業団地の一部における事業実施を検討します。

様式第3

事業経費の配分

(〇〇市分)

費目	事業に要する経費		補助対象経費	補助金申請額 (予定)	備考
	説明	金額(円)	金額(円)	金額(円)	
会議費	委員謝金	100,000	100,000		
	講師謝金	50,000	50,000		
	委員旅費	150,000	150,000		
	講師旅費	100,000	100,000		
	会場借料	50,000	50,000		
	機材借料	50,000	50,000		
	茶菓子代	10,000	10,000		
(小計)		510,000	510,000		
調査試験費	調査委託1	4,000,000	4,000,000		基本データの調査 見積書を添付 設備整備方針の検討 見積書を添付
	調査委託2	5,000,000	5,000,000		
(小計)		9,000,000	9,000,000		
事務費	職員旅費	50,000	0		先進地視察2名分 (〇〇市を予定) ※補助対象経費から除く 有識者会議 資料印刷
	印刷製本費	20,000	20,000		
	通信費	5,000	5,000		
(小計)		75,000	25,000		
合計		9,585,000	9,535,000	9,500,000	

注1：金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

注2：金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

注3：補助金申請額（予定）は千円単位とし、端数が出た場合は千円未満を切り捨てること。
また、補助金申請額（予定）は950万円を上限とすること。

(本公募要領に関する問合せ先)

福岡県 環境部 脱炭素社会推進課

地域脱炭素推進係 担当：澄川，松下，丸林

電子メール： chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

電話 : 092-643-3356

FAX : 092-643-3791